

令和7年度入学料免除及び徴収猶予の申請について

入学料免除及び徴収猶予を希望する場合は、以下の事項を熟読のうえ申請してください。

なお、本申請をする場合は、入学料を納付しないでください。

1. 申請対象となる者

【入学料免除】

- A 原則として次の者（日本人、「永住者」等及びその配偶者）、申請手続きは項目2以降へ
 高等教育の修学支援新制度（大学等における修学の支援に関する法律）に伴う日本学生支援機構の給付型奨学金の予約採用者または入学後に同奨学金を申請予定の者〔奨学金採用が免除要件〕。
※令和7年度からの多子世帯の学生に対する大学の授業料・入学料の無償化への申請を含みます。多子世帯への無償化への申請希望者は、給付型奨学金への申請が必要です。
 制度関連情報掲載：<https://www.tsukuba.ac.jp/campuslife/support-scholarship/jasso/>
- B 高等教育の修学支援新制度の在留資格要件に該当しない留学生等で次の者（申請手続きは項目3以降へ）〔日本人および在留資格がAの要件に該当する場合はこちらを申し込めません。〕
- (1) 入学前1年以内において、入学する者の学資を主として負担している者（以下「学資負担者」という。）が死亡し、又は入学する者若しくは学資負担者が風水害等の災害を受け、入学料の納付が著しく困難であると認められる場合
 - (2) 入学前1年以内において、学資負担者が真にやむを得ない事由により失職（自己都合による退職は不可。）し、免除の申請時に著しく経済的に困難をきたしている場合
 - (3) 上記(1)又は(2)に準ずる特別な事情があり、免除の申請時に著しく経済的に困難をきたしている者

【入学料徴収猶予】（申請手続きは項目3以降へ）

- (1) 経済的理由によって納付期限までに納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる者
- (2) 入学前1年以内において、学資負担者が死亡し、又は入学する者若しくは学資負担者が風水害等の災害を受け、納付期限までに納付が困難であると認められる者
- (3) 学資負担者の失職等やむを得ない事情があり納付期限までに納付が困難であると認められる者

2. 上記1. 申請対象となる者で【入学料免除】のA該当者の申請手続き

同封の「大学等における修学の支援に関する法律による入学料免除申請書」に必要事項を記入のうえ、提出してください。ほかの書類、証明書の添付はありません。

※入学料免除と併せて、徴収猶予を希望する場合は、下記項目3の書類が別途必要です。
 そのほか、項目4以降の説明について、免除申請及び徴収猶予申請で共通です。

3. 上記1. 申請対象となる者で【入学料免除】のB該当者及び【入学料徴収猶予】の申請手続き

申請に必要な書類は次のとおりです。留学生の場合は、下記の(1)(2)(3)(9)(10)を提出してください（その他必要な書類がある場合には該当者に後日連絡します）。

- (1) 筑波大学入学料免除等申請書（申請対象者B）【p. 5、p. 7、p. 9 参照】
 - (2) 入学料免除等申請者票（学群用）
 - (3) 市区町村長等の発行する所得に関する証明書（最新のもの）【p. 11 参照】
 - (4) 給与所得者については、令和6年分の源泉徴収票（写）【p. 13 参照】
 - (5) 事業所得者等については、令和6年分の所得税の確定申告書等（写）【p. 13 参照】
 - (6) 年金受給者については、年金振込通知書（写）又は年金額改定通知書（写）等（最新のもの）【p. 13 参照】
 - (7) 高等学校以上に在学している兄弟姉妹等については、学生証（写）等在学を証明できるもの【p. 17 参照】
 - (8) 年収見込証明書（該当者）【p. 13 参照】
 - (9) 収支状況申告書（留学生全員）【様式1】
 - (10) その他の証明書（該当者）【p. 13、p. 15、p. 17 参照】
- ア 主たる家計支持者の死亡・失職等に関する証明書

イ) 風水害等の災害に関する証明書

ウ) 家族の病気に関する証明書（診断書、長期療養者（6ヶ月以上）については診断書、治療費及び療養費の自己負担額明細表を提出し、支払額を証明できるものを添付すること。）

エ) 臨時的な所得（退職金、退職一時金、保険金、資産の譲渡による所得及び山林所得）がある者（令和6年10月から令和7年9月の期間）は、当該所得に関する証明書（写）

オ) 「所得等に関する証明書類について」を参照し、該当する証明書

(11) その他選考にあたって必要であると本学が指示したもの（該当者には、後日改めて指示します。）

4. 申請期限及び申請方法

申請書類は入学手続時に、他の手続書類とともに提出してください。

注) 所得等（含臨時所得）に関する証明書が申請期限までに間に合わない場合、その書類のみは令和7年10月3日（金）17:00（厳守）までに学生部学生生活課（経済支援）へ必着のこと。

その場合の申請書は、該当欄を空白にして先に提出してください。

また、送付する書類の右上余白に、受験番号、入学学群・学類名と氏名を明記してください。

5. 免除の額

納付すべき入学料の全額又は一部

6. 徴収猶予の期間

徴収猶予が許可された場合、令和8年2月27日（金）まで入学料の徴収が猶予されます。

7. 結果発表（決定告知）の時期

令和8年1月以降を予定

8. その他

免除又は徴収猶予の許可・不許可が判明するまでは、入学料を納付する必要はありません。

なお、免除及び徴収猶予が不許可とされた申請者は、その決定が告知された日から起算して、**30日以内に入学料を納付しなければ除籍となります**ので大学 WEB 掲示板に注意してください。（免除と徴収猶予を併せて希望する場合は、申請区分の「免除及び徴収猶予」を選択してください。〔p.5 参照〕）

※ 入学料免除等申請上の注意

1 申請者が、免除又は徴収猶予の許可・不許可が判明する前に入学料を納付した場合は、申請を取り消したものとみなし、納付した入学料は返付しません。

2 必要書類の記入漏れ、添付書類の不足等は、「書類不備による不許可」とします。不許可となった場合は、速やかに入学料を納付してください。

例年、記入要領及び所得等に関する証明書類等をよく読まないために不備書類者となるものが多数おります。不明な点がある場合には必ず事前に確認するようにしてください。

3 その他、不明な点等は下記まで問い合わせてください。

●免除等の決定告知等については全て WEB 掲示板にて周知しますので、入学後は掲示を確認するようにしてください。

●提出された申請書及び各種証明書類等により取得した個人情報については、入学料免除等の選考業務以外には使用いたしません。

問い合わせ先 〒305-8577

茨城県つくば市天王台 1-1-1

筑波大学学生部学生生活課（経済支援）

TEL 029（853）5959

筑波大学入学料免除等申請書（申請対象者B）記入要領

以下の説明は、1 ページの「1. 申請対象者となる者」で【入学料免除】のB該当者及び【入学料徴収猶予】の申請書記入についてです。

1. 記 入 方 法 等

- (1) 日本語版、英語版のどちらか一方に記入してください。
- (2) 申請書は、選考上の大切な資料ですから、この記入要領に基づき必ず申請者本人が記入してください。内容が故意に事実と相違して記入してある場合には、判定後においても免除等を取り消しますので、正確に記入するよう十分に注意してください。
- (3) 記入内容は、特別の断りのない限り、申請時現在のものを記入してください。
- (4) ※印欄は、該当する箇所を○で囲んでください。
- (5) ◆印欄は、記入しないでください。
- (6) 申請書はペンかボールペン（黒又は青、鉛筆や消せるペンは不可。）で間違いのないようにもれなく記入してください。
- (7) 生計を一緒にする者の収入により「家計の判定」を行います。

2. 記 入 要 領

① 申請区分 欄

- (1) 【免除及び徴収猶予】は入学料免除を希望し、不許可又は一部免除の許可となった場合に更に徴収猶予を希望する者です。
 - (2) 【免除】は入学料免除のみを希望する者です。
 - (3) 【徴収猶予のみ】は入学料徴収猶予のみを希望する者です。
- ※(1)と(2)の選択において、「免除」の選考における差異はありません。

② 氏名 欄

外国人留学生は必ず漢字又はカタカナで記入してください。

③ 受験番号 欄

入学試験時の受験番号を記入してください。

⑤ 入学予定 欄

入学予定の学群／群、学類／類について記入してください。

⑨ 家族及び所得 欄

- (1) 「家族」には、同居・別居を問わず申請者と生計を一緒にする者全員を記入してください。
*申請者の親と別居している独立した兄弟姉妹や祖父母等は別生計であれば記入しない。両親は死別や戸籍上の生別を除き必ず含めること。
- (2) 「職業」は、商業などとせず、食料品小売商、洋服仕立業、国家公務員、小学校教諭、会社員などの具体名で記入してください。
- (3) 金額は、百円の位を四捨五入し、千円単位で記入してください。
- (4) 「給与収入」は令和6年1月～令和6年12月までの税込収入金額（源泉徴収票の場合、支払金額）を記入してください。
- (5) 「給与収入以外の所得」（臨時所得を除く。）は、令和6年1月～令和6年12月までの収入金額から、必要経費を差し引いたものを所得金額として記入してください。
- (6) 「臨時所得」については、令和6年10月～令和7年9月に得た収入金額から公租公課等を控除した所得金額を記入してください。書類提出後、「臨時所得」があった場合は、令和7年10月3日（金）17：00（厳守）までに学生部学生生活課（経済支援）へ提出してください。
- (7) 令和7年の途中で就職・転職（開業・転業等を含む。）した場合には、申請時現在の月収（最近3か月の平均月額）で推定年収を算出し記入してください。（推定年収＝給与所得者は月収（通勤手当等非課税分を除く）×12）
令和6年に中途就職した方は、源泉徴収票÷月数（就業期間）×12か月が推定年収となります。

- (8) 所得者の死亡・退職等の理由により、令和6年の途中で収入状況が変わった時には、出願時現在の収入状況を記入してください。

⑩ 就学者 欄

- (1) 申請者本人については、令和7年10月入学予定（通学区分）で記入してください。本人以外の（留学生は日本在住の）同一生計家族は申請時現在（令和7年6月現在）の在学状況を記入してください。
- (2) 就学者とは、小学校、中学校、高校、高専、大学（大学院、専攻科、別科を含み、研究生、科目等履修生、聴講生は含まない。）、各特別支援学校、専修学校（高等課程・専門課程）に在学する者です。
- (3) ※印欄はいずれかを○で囲ってください。
- (4) 兄弟姉妹等の令和6年度授業料免除申請結果（日本の国立学校在学者のみ記入）欄は、兄弟姉妹等（本人・小・中学生は除く。）が日本の国立学校に在学している者の授業料免除状況の該当する箇所を○で囲ってください。
- (5) 予備校、各種学校、専修学校（一般課程）等に在学する者及び自宅にて受験準備中の者は、「⑨就学者を除く家族」欄に氏名・学校名等を記入し、家族数に含める場合は所得に関する証明書を添付してください。

⑪ 給与奨学金 欄

本人が令和7年度において日本学生支援機構（外国人留学生を含む）及びその他の奨学事業団体から給与奨学金（返済の義務がないもの）を受けていた者は、記入してください。貸与奨学金（返還の義務があるもの）のみを受けていた者は、記入する必要はありません。

なお、給与額については、1年間の受給額を記入してください。

⑬ 特別控除 欄

所得金額から控除しますので、申請者本人及び申請書に記載した生計を一緒にする者について、別表（p.15）により該当する項目を記入してください。

日本で1人暮らしをしている留学生の場合は、本人に障害又は疾病のある場合のみ記入してください。

- (1) 「障害者」の控除の対象は次のとおりとします。

- ア. 身体障害者福祉法第15条4項の規定により交付を受けた身体障害者手帳に身体障害がある人として記載されている者、又はこれに準ずる者
- イ. 精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く常況にある者若しくは知的障害のある者として判定される者
- ウ. 常に就床を要し複雑な介護を要する者

なお、障害者の更生医療費で下記（2）のア～キに該当する支出は、「長期療養者」の控除も受けることができます。

（注）障害者控除の対象者の認定基準は次のとおりとします。

- a アの準ずる者の範囲.....
 - I 身体障害者手帳の交付を申請中である者
 - II 身体障害者手帳を所持しない者でも、「身体障害者福祉法別表」の範囲の身体上の障害があることが明らかな者
- b 精神上の障害.....

精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く常況にある者については医師等の証明ができる者。知的障害のある者については児童相談所、知的障害者の更生相談所、精神保健福祉センター若しくは精神保健指定医の判定により知的障害があることが明らかな者
- c 常に就床を要する者.....
 - I 介護されなければ自分で排せつができない程度以上の者で、6か月以上状況が継続している事実が明らかな者
 - II 要介護3以上の者

- (2) 「長期療養者」の控除は、日本国内において申請時現在で6か月以上にわたる長期療養中の者、又は療養を必要と認められる者が対象になります。申請時現在には療養期間が6か月に満たない場合であっても、医師等により6か月以上の療養が必要と認められたときには該当しますので、提出する診断書（写でも可）に療養開始時期と療養期間を明記してもらうようにしてください。また、控除額は申請時現在までの過去1年間（令和6年6月から令和7年5月までの間）に経常的に支出した金額です。所得に関する場合は控除対象期間が異なりますので注意してください。控除の対象となる費目は次のとおりです。

- ア. 医師に対して支払った診療代又は治療代
- イ. 病院、診療所へ入院するために支出した費用（入院患者の食費を除く。）

- ウ. マッサージ師、はり師、きゅう師、柔道整復師などの治療を受けるために支出した費用
- エ. 治療又は療養のため支出した医薬品代
- オ. 病院、診療所へ通院するため支出した交通費（必要不可欠と認められるものに限る。）
- カ. 介護保険法により「要介護認定・要支援認定」を受けた者がサービスを利用した場合の自己負担額

⑩ 申請の理由及び家庭事情 欄

- (1) 入学料免除・徴収猶予を申請するに至った事情を、具体的に申請者本人が記入してください。外国人留学生も日本語で記入してください。
- (2) 主たる家計支持者が無職・失職の場合は、その時期及び現在の生活費の出所を明らかにしてください。
- (3) 経常的な収入が皆無又は僅少の場合は、生活の方法を詳しく記入してください。

所得等に関する証明書類について

以下の説明は、1 ページの「1. 申請対象者となる者」で【入学料免除】のB該当者及び【入学料徴収猶予】の提出書類についてです。

1. 所得について

該 当 事 項	証 明 書 類	発 行 所
申請者全員 (留学生を除く。)	○ 生計を一緒にする者全員（申請者本人及び就学者は除く）の市区町村長発行による所得証明書・非課税証明書等 (注) 必ず所得の種類別の収入金額及び配偶者控除・扶養控除人員数が明記されたものを提出してください。明記されているものであれば、証明書の名称は問いません。	市区町村役場
留学生全員	○ 申請者本人（配偶者がある場合には配偶者の分も含む）の市区町村長発行による所得証明書・非課税証明書等 (注) 必ず所得の種類別の収入金額及び配偶者控除・扶養控除人員数が明記されたものを提出してください。明記されているものであれば、証明書の名称は問いません。 ※2025年に来日の場合は、提出の必要がありません。 ○ 収支状況申告書（様式1）	市区町村役場

以下の証明書類は、前ページの証明書類のほかに、申請者本人及び申請書に記載した生計を一緒にする者が該当するものすべてを提出してください。（申請対象者B及び徴収猶予申請者関係）

給与所得者	給与所得の令和6年分の源泉徴収票(写) (様式2に添付)	勤務先
給与所得者で前年の中途又は今年新たに就職した者	① 又は②のいずれかを提出(令和6年の途中で就職した者は令和6年分の源泉徴収票(写)も併せて提出) ①給与明細書(写)(最近3か月分)(様式2に)添付 ②年収見込証明書(①が提出不可の場合。様式4)	
年金等受給者 (労災保険による年金を含む)	①又は②のいずれかで1年間の受給額が証明できるものを提出 ①最新の年金振込通知書(写) ②最新の年金額改定通知書(写)	日本年金機構 市区町村役場 都道府県保険課 (労災:)労働基準監督署
商・工・農・林・水産業その他の事業所得者及び利子・配当・不動産・雑所得のある者等(利子所得者であるが申告を必要としない者は不要)	①又は②のいずれかを提出(様式2に添付) ①確定申告書第一表及び第二表(写) ②市区町村・県民税申告書(写) (注)裏面や第二面の(写)も必ず提出	税務署 市区町村役場 (令和7年3月17日申告期限のものの写)
退職者(退職予定者で令和7年9月30日までに退職する者、及び引き続き再雇用される者を含む)	①～④のうち、該当するものすべてを提出 ①退職所得の源泉徴収票・特別徴収票(写) ②退職(予定)証明書(写) ③年金見込証明書(写) ④退職金支給(見込・予定)証明書(写)	勤務先 (後日別途提出可 p.3の4)
失職者	最新の雇用保険受給資格者証(写) 受給日額、日数が記載されているもの	職業安定所
生活保護を受けている世帯	最新の生活保護受給証明書等(写) 保護受給額が記載されたもの	社会福祉事務所
臨時的な所得(令和6年10月から令和7年9月の間に支払いを受けた者)	臨時的な所得を証明できるものを提出	(後日別途提出可 p.3の4)
入学前1年以内に学資負担者が死亡した場合	死亡したことが確認できるものを提出 死亡診断書(写)等 遺族年金の支払通知書等がある場合には、併せて提出(写)すること。 死亡退職金・保険金は含みません。	医師 勤務先等
児童手当を受給している世帯	最新の児童手当決定通知書(写) 児童手当の受給額を証明できるもの ※別制度の児童扶養手当は含みません。	市区町村役場等
傷病手当金	支給期間、受給金額が記載されているものを提出(様式5に添付)	勤務先の全国健康保険協会

2. 特別控除について

該 当 事 項	証 明 書 類	発 行 所
障害者、長期療養者（6か月以上療養中の者、又は6か月以上の療養を必要とされる者）のいる世帯 （日本国内で生計を一緒にしている家族全員が対象となります。家族数に含める場合は、該当者の所得に関する証明書も必ず提出してください。なお、該当者のいる世帯は、家計に関する基準が緩和されます）	●障害者の控除を申請する場合は、①又は②で該当するものを提出 ①障害者手帳(写)、療育手帳(写)、 ②医師等の証明書(写でも可) ●長期療養者の控除（申請時から過去1年間（令和6年6月から令和7年5月の間））に経常的に特別に支出した金額を申請する場合は、①～④のすべてを提出 ①医師等の証明書（6か月以上の療養を必要とされる内容が記載されたもの）（写でも可） ②自己負担額明細表（入学料免除等申請用） ③経常的に特別に支出した金額を証明できるもの（領収書（写）等） ④各種健康保険、生命保険で給付された金額を証明できるもの（預金通帳に振り込まれた該当部分の（写）等） ※③及び④が添付できない者は①のみを提出してください。（長期療養に関する控除はできませんが、家計に関する基準は緩和されます。） ●障害者と長期療養者の控除を併せて申請する場合は、上記で該当するものをすべて提出	市区町村役場 医師等 (注)
主たる家計支持者が勤務場所(仕事)の都合により別居している世帯 （申請者本人が家族から別居しているような場合については該当しません）	別居していることがわかるものとしてアパート等の賃貸借契約書（写）を提出（申請時から過去1年間（令和6年6月から令和7年5月の間）） ※住居費用を自己負担している必要があります。	
火災・盗難等の被害を受けた世帯	① 及び②を提出 ② ①り災（被災）証明書 被災額、最低限度の衣料・家具の購入費・修理費等又は長期にわたって支出増・収入減が予想される年間金額（令和6年6月から令和7年5月の間）を証明できるもの（家屋修理の領収書（写）、確定申告書(写)等）	市区町村役場 警察署 消防署 (注)

(注) 療養の支出・災害等の被害により、保険・損害賠償等による補てんを受けた場合は、その補てん額を証明できるものも添付すること。

3. その他

該 当 事 項	証 明 書 類	発 行 所
就労可能な年齢（65歳程度まで）であるが、無職の者（自宅にて受験準備中の者を含む） （配偶者控除を受けている者及び障害・長期療養等により就労ができないと判断できる者は除く）	●無職証明書又は調査書 ●居住地の市区町村による制度上、民生委員の無職証明書又は調査書が発行されない場合には、当該者本人からの申立書（様式3、民生委員の無職証明書等が発行されないこと及び現在の状況について、必ず明記のこと。） ※家族数に算入しない者については、提出の必要はありません。	民生委員 当該者本人
兄弟姉妹等が高等学校以上に在学している者	●国立の高等学校以上の場合は、「授業料免除実施状況証明書」（様式6） ●私立・公立の高等学校以上の場合は、学生証（写）等在学を証明できるものを提出	当該在学学校
専修学校の一般課程に在学している生徒及び各種学校（予備校・職業訓練校・その他）等に在学している者	●学生証（写）等在学を証明できるものを提出 ※この欄に該当する方については、就学者にはなりません。	当該在学学校
申請者本人が給与奨学金を受給している者	奨学金採用決定通知書（写）等受給金額を証明できるもの	当該財団等